

## 神奈川県立横須賀高等学校朋友会会則

(名称)

第1条 本会は、神奈川県立横須賀高等学校朋友会と称し、事務所を神奈川県横須賀市若松町3-15-2103号におく。

(目的)

第2条 本会は、会員相互の親睦を図り、併せて神奈川県立横須賀高等学校（以下「母校」という。）の支援及び地域へ貢献することを目的とする。

(会員)

第3条 本会は、神奈川県立第四中学校、神奈川県立横須賀中学校又は神奈川県立横須賀高等学校を卒業し、又は在学した者のうち、入会届を提出した者を会員とする。

(事業)

第4条 本会は、第2条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 会員に係る情報の発信
- (2) クラス会、学年同窓会等の開催支援
- (3) 母校の在校生に対する支援
- (4) 母校の周辺地域への貢献活動
- (5) その他目的を達成するのに必要な事業

(役員等)

第5条 本会に、次の役員等を置く。

- (1) 役員 ア 会長 1名  
イ 副会長 4名以内  
ウ 会計 2名

(2) 監事 2名

(3) 常任幹事 12名以内

(4) 各組代表 各組2名以内

2 会長は、会員の中から、選挙により選出する。選挙に関する事務は、役員会が別に定める選挙委員会が行うものとし、投票は、前項各号に掲げる者が行う。

3 前項の選挙の立候補者がなかった場合、選挙委員会は適任者を選考し、総会に諮るものとする。

4 監事は、選挙委員会が適任者を選考し、総会に諮るものとする。

5 副会長、会計及び常任幹事は、会員の中から会長が指名する。

6 各組代表は、各組から選出する。

(役員等の任期)

第6条 役員及び監事の任期は、2年とする。ただし、再選又は再任を妨げない。

2 常任幹事の任期は、2年とする。ただし、会長の指名があった場合は、引き続きその業務を担当するものとする。

3 各組代表の任期は特に定めず、各組に一任する。

(会長等の職務)

第7条 会長は、本会を代表し、会の業務を統括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長が定めた分掌によりその職務を行う。会長事故あるときは、会長が定めた順序により、その職務を行う。

3 会計は、金銭の出納及び管理を行う。

4 監事は、本会の業務及び会計並びに財産を監査する。

5 常任幹事は、役員会で決定された業務を処理し、本会の運営にあたる。

6 各組代表は、本会から各組への連絡事項を伝達する。

(名誉会長)

第8条 現母校校長を名誉会長とする。

(相談役)

第9条 本会に相談役を置く。

2 相談役は、本会の歴代会長の職にあった者を充てる。

(会議)

第10条 本会の会議は、総会、役員会及び常任幹事会とする。

2 会議（総会を除く。）は、構成員の過半数の出席（委任状の提出を含む。）をもって成立する。

3 議事は、この会則に特別の定めあるものの外、出席会員（委任状を提出した者を含む。以下同じ。）の過半数をもって決める。

(総会)

第11条 総会は、第16条に規定する会計年度終了後3か月以内に開催するものとする。ただし、会長が必要と認めるときは、臨時総会を開催することができる。

2 総会は、役員、監事、常任幹事、各組代表その他会員をもって構成する。この場合において、第5条第1項各号に掲げる者は、委任状の提出をもって出席とすることができる。

3 総会は、次の事項を審議する。

(1) 前年度の事業及び会計決算報告

(2) 当年度の事業計画及び予算案

(3) 会長及び監事の選出

(4) その他必要な事項

(役員会)

第12条 役員会は、必要に応じて会長が招集する。

(常任幹事会)

第13条 常任幹事会は、役員及び常任幹事をもって構成する。

2 常任幹事会は、必要に応じて会長が招集し、次の事項を審議する。

- (1) 総会に提出する議案
- (2) 総会から委任を受けた事項
- (3) その他必要な事項

(オフィススタッフ)

第14条 オフィススタッフは、必要に応じて会長が指名する。

- 2 オフィススタッフは、会長の指示により、情報の発信、出納、ネットワークの構築等を行う。

(会計)

第15条 本会は、維持会費、寄付金、広告収入及び雑収入をもって運営する。

- 2 会員の維持会費は、年額1,500円とする。

(会計年度)

第16条 本会の会計年度は、毎年7月1日に始まり、翌年6月30日に終わるものとする。

(表彰)

第17条 本会及び母校に特に功労のあった会員に対しては、総会又は常任幹事会の議決を経て表彰することができる。

(会則の改廃)

第18条 この会則の改廃については、総会において出席会員の3分の2以上の賛成を必要とするものとする。

(設立年月日)

第19条 本会の設立年月日は、大正2年3月25日とする。

附 則

この会則は、平成6年6月26日から施行する。

附 則

(施行年月日)

- 1 この会則は、平成30年3月21日から施行する。ただし、第16条の規定は、平成30年7月1日から施行し、同年4月1日から同年6月30日までの期間を特別年度とする。

(経過規定)

- 2 この会則施行の際現に会員である者については、第3条の入会届を提出しているものとみなす。

附 則

この会則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この会則は、令和4年9月4日から施行する。

附 則

この会則は、令和5年9月3日から施行する。